

# 11月・12月は「市税等納付推進月間」です

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納付の協力を呼びかけております。  
必要な財源は私たちの「市税等」によってまかなわれています。

## 市税等の種類は次のとおりです

固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

## わたしたちの市税等はこのように使われています！

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

## ☑ 固定資産税・市県民税・軽自動車税を滞納すると…

市税を滞納すると、法律に基づいて財産の差押えが実施される場合があります。  
不動産(土地・家屋)、債権(預金・給与等)、動産(軽自動車・テレビ等)などが差押えの対象となります。

## ☑ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を滞納すると…

財産の差押えが実施される場合があるほか、短期被保険者証(通常の保険証より有効期間の短い保険証)が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になることがあります。

## ☑ 介護保険料を滞納すると…

介護サービスを利用する際に、自己負担の額が3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなる場合があります。また、法律に基づいて財産の差押えが実施される場合もあります。

## 今、ちょっと待ってほしい… 一度に納められないので分割してほしい(納付相談)

納付の件でお困りでしたら、一人で悩まず、納めやすい方法を一緒に考えましょう。

【納税課では】昼休時間や夜間に窓口での納付相談をご希望の際には、事前に電話でお問い合わせください。なお、納付相談は本庁舎のみの対応になりますので、ご了承ください。

【国民健康保険課では】毎週木曜日、本庁舎にて「時間延長窓口」を午後8時まで設け、納付相談等の業務を行っています。

【介護長寿課では】納付相談は本庁舎のみの対応になりますので、事前にお電話でお問い合わせ下さい。お手続きの際は、印鑑と身分証明をご準備ください。

## ◆◆◆納付は便利な口座振替をおすすめします◆◆◆

口座振替をご利用いただくと納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。  
口座振替のお手続きの方法や、各種お問い合わせに関しましては下記連絡先をお願いします。

<お問い合わせ先>

市税の納付に関する事	納税課(973-1099)
国民健康保険税に関する事	国民健康保険課(973-3202)
後期高齢者医療保険料に関する事	後期高齢者医療係(973-3177)
介護保険料に関する事	介護長寿課(973-3208)